

別表第5号様式

平成 年 月 日
文 書 番 号

殿

都道府県教育委員会
都道府県知事
(記名押印又は署名)

平成 年 年度産業教育振興費国庫補助事業等に係る契約及び支出の状況報告書

このことについて、平成 年 月分を下記のとおり報告します。
記

区 分	交付決定額 A	契 約		支 出		備 考	
		前月までの累計	本月分	前月までの累計	本月分	本月までの累計	C/A (%)
	()	()	()	()	()	()	()

(単位：千円)

(県 名)

- (注) 1 この報告書は、(項)公立文教施設整備費(目)公立学校施設整備費補助金(目細)高等学校産業教育施設整備費(管下市町村分を含む。)、及び(項)私立学校助成費(目)私立高等学校産業教育施設整備費補助金(目細)私立学校施設整備費補助金について、交付の決定を受けた月から毎月末日をもって作成し、報告すること。
- 2 市町村又は学校法人は、この様式に準じて契約及び支出の状況を都道府県教育委員会又は都道府県知事に報告し、都道府県教育委員会及び都道府県知事は都道府県分等をあわせて集計のうえ初等中等教育局長に報告するものとする。
- 3 「1 契約状況」の各欄は、次により記入する。
- (1) 「交付決定額(A)」欄は、交付の決定を受けた国庫負担(補助)金額(工事事務費を含む。)を記入する。なお、前年度からの繰越事業がある場合は、当該国庫補助金繰越額を()内に内数で記入する(以下同じ。)
- (2) 「契約済額」欄は、契約済の工事等に係る国庫補助金額を記入する。なお、建築工事を躯体、電気及び給排水設備等数契約に分割して実施する場合は、いずれか一つの工事契約を締結した時点で契約済とする。
- (3) 「契約済額率(B/A)」欄は、「契約済額」欄における「本月までの累計(B)」の金額を「交付決定額(A)」欄の金額で除して得た数の百分率(小数点以下第2位は切り捨てる。)で記入する。
- 4 「2 国庫補助金の支出状況」の各欄は、次により記入する。
- (1) 「支出済額」欄は、「予算決算及び会計令」(昭和22年勅令第165号)第64条の規定による支出済額報告書(「国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令」(大正11年3月29日付大蔵令第20号)別表第8号様式により支出官から文部科学大臣へ報告されるもの)から記入する。
- (2) 「支出済額率(C/A)」欄は、上記3の(3)に準じて記入する。
- 5 工事事務費の国庫補助金額は、支出官から支出された月に契約済額及び支出済額に含めて記入する。
- 6 官公需法に定義する中小企業に係る契約及び支出の状況については、内数で別表に作成し、「中小企業分」と明記すること。